

株 主 各 位

大阪市中央区南船場二丁目12番12号

**新家工業株式会社**

取締役社長 山 田 弘 光

## 第145期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第145期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 石川県加賀市山中温泉上原町ルの3 当社山中工場
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項

1. 第145期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第145期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.araya-kk.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半においては米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的な金融情勢の悪化、原油価格や原材料価格の高騰などにより企業収益が悪化し、世界経済は同時減速という状況に陥りました。後半においてはさらに金融危機が急激なスピードで実体経済に深刻な影響を及ぼし、世界的な需要の減少から、輸出型製造業を中心に生産調整及び設備投資の抑制や雇用調整など、かつてない景気後退局面となっております。

このような情勢のなかで、鋼管業界におきましては、期初からの普通鋼コイルの大幅な値上がりに対して製品価格の是正を進めて、普通鋼製品の売上は堅調に推移しておりました。しかしながら、後半には景気の急激な冷え込みから市況は一変し、それまで堅調だった自動車・造船・機械など輸出関連業種の需要も大きく落ち込むこととなりました。ステンレス製品につきましては、前半ばまでのステンレスコイルの高騰を受けて製品価格も急上昇しました。しかし、価格高騰が極端なステンレス離れを引起こし、景気後退と相まってステンレス製品の需要は大きく低迷しており、その後、ニッケル相場の急落により市況は大きく下落しているにもかかわらず需要は回復せず、不振の度合いを深めております。

こうした厳しい環境のもと、製販一体となって提案営業を推進し、ユーザー紐付き販売をさらに強化するとともに、生産体制と在庫・物流の効率化に努めてまいりましたが、結果としては、当連結会計年度の売上高は45,308百万円(前年度比17.8%減)、経常損失は1,346百万円、当期純損失981百万円となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

#### 〔鋼管関連事業〕

普通鋼製品につきましては、製鋼原料の高騰から普通鋼コイルの大幅な値上げがありました。第1・第2四半期において自動車・機械関連などユーザーの理解を求めながら鋼管製品の価格是正に努め、比較的堅調に推移しました。しかしながら、第3四半期に入って9月の米国の大手金融機関の経営破綻を引き金として急激な景気後退により市況は一変し、設備投資・搬送用資材関連をはじめ全般的に実需が大幅減少となりました。さらに原材料コイルの先安感も加わって、流通販売市場ならびにユーザーが揃って在庫調整のための買い控え・当用買いに転じたことにより、販売数量は大きく減少いたしました。これに伴い当社グループにおきましても、在庫調整のために一時帰休を含めた生産調整を実施しておりますが、需要の減少に歯止めがかからず、需給バランスは大きく崩れたまま厳しい状況となっております。

一方、ステンレス製品につきましても、半導体設備・薄型TV設備・環境設備関連などこれまで国内景気を支えてきた製造業が、世界同時不況により急激な需要の落ち込みに見舞われ、先行き不安から設備投資計画の延期・中止となり、ステンレス製品の需要は急激に減少しました。さらに製品価格高騰時に引き起こされたステンレス離れは、景気後退で一層その傾向を強め、ニッケル相場の急落でステンレス製品価格が大きく下落しているにもかかわらず、需要回復の兆しは見えず不振の度合いを深めております。建築用鋼材としては普通鋼製品・ステンレス製品ともに、公共投資関連の低迷が続いており、建設・不動産業界の不振にステンレス離れが重なり販売数量の落ち込みが続く需要環境であります。

また、需要減とこれに伴う受注競争の激化、原材料コイル価格の下落・先安感が急激な販売価格の低下を招き、たな卸資産の評価減計上となって原価率が悪化いたしました。

その結果、当事業の売上高は43,203百万円、営業損失は1,705百万円となりました。

#### 〔自転車関連事業〕

国内の自転車業界は、中国からの輸入自転車が大半を占めるにいたっておりますが、各種原材料の乱高下や急激な景気後退により先行きの不透明感が強く、中国国内の労働・産業関係の変化もあって増加の一途であった輸入自転車数は前年に比べやや減少いたしました。しかし、国内の自転車生産数も同様に減少し、景気後退が顕著になるなかで自転車の需要は減少しております。

このような状況のもと、リムメーカーとして生産品種を高品質な中高級品に絞込み、海外子会社との連携を強化しながら、安全性と高付加価値を求めた製品の供給に努めました。

また、完成自転車の企画力を発揮して好評を得ております「ラリー」ブランドの輸入自転車については、不況のなかでも健康・環境への志向が強く、スポーツ用自転車の愛好家のニーズにあった商品開発により拡販を続けております。

その結果、当事業の売上高は1,129百万円、営業損失は41百万円となりました。

#### 〔その他事業〕

その他事業は、機械設備関連の売上ならびに不動産賃貸収入などであります。

主な機械設備の売上としましては、オートバイリム製造設備の輸出売上と自動車部品の加工装置（輸入機械）の売上がありました。

不動産賃貸収入につきましては、東京工場跡地の地代収入を中心に安定した業績をあげております。

その結果、当事業の売上高は976百万円、営業利益は415百万円となりました。

## 事業別売上高

区 分	当連結会計年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)		前連結会計年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		前年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
鋼管関連事業	百万円 43,203	% 95.3	百万円 53,030	% 96.2	百万円 9,827	% 18.5
自転車関連事業	1,129	2.5	1,179	2.1	50	4.3
その他事業	976	2.2	924	1.7	51	5.6
合 計	45,308	100.0	55,134	100.0	9,826	17.8

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は558百万円であり、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した設備

当社関西工場（鋼管関連事業） 鋼管製造ライン（PSM-5のロール機モーターの強化）による生産能力の増強 67百万円

当連結会計年度において継続中の設備の新設

当社関西工場（鋼管関連事業） 既存の鋼管製造ライン（PSM-6）に塗装設備を新設 142百万円

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	年 度	平成17年度 第142期	平成18年度 第143期	平成19年度 第144期	平成20年度 (当連結会計年度) 第145期
売 上 高(百万円)		48,312	55,838	55,134	45,308
経 常 利 益(百万円)		2,634	3,647	3,203	1,346
当期純利益(百万円)		1,236	1,819	1,557	981
1株当たり当期純利益		19円94銭	30円53銭	26円23銭	16円59銭
総 資 産(百万円)		52,128	57,297	51,694	42,164
純 資 産(百万円)		22,218	26,698	26,626	22,717

(注) 第143期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しています。

## 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	平成17年度 第142期	平成18年度 第143期	平成19年度 第144期	平成20年度 (当事業年度) 第145期
売 上 高(百万円)	22,598	24,774	26,602	24,511
経 常 利 益(百万円)	1,461	1,926	1,867	438
当期純利益(百万円)	885	1,361	1,106	313
1株当たり当期純利益	14円27銭	22円84銭	18円64銭	5円30銭
総 資 産(百万円)	30,345	32,146	27,841	24,526
純 資 産(百万円)	17,889	18,195	17,448	15,995

(注) 第143期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

### (5) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、世界的な景気低迷が続いているなか各国における緊急経済対策実施の効果が期待されますものの、設備投資の大幅な減少や雇用環境の悪化による個人消費の低迷など、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

鋼管業界におきましても、製造業や建材関連などの各需要分野において、過去に例がないほど急激に需要が減少しており、少なくとも第1四半期の生産調整の継続はやむを得ないと予想しております。

普通鋼製品につきましては、製鋼原料の大幅な値下がりのもと、原材料コイルの価格も相当下落するものと見込まれ、普通鋼鋼管の製品市場では先安感から値下げが先行し、粗利益確保がかなり厳しい状況になると考えられます。

ステンレス製品におきましても、販売価格に大きく影響を与えるニッケル価格がほぼ底打ちの状況にあるものの、ステンレス製品の需給バランスが大きく崩れてしまっている今、需要の回復が見られないなかで、競合各社でのシェア争いがさらに厳しくなると予想されます。

当社グループとしましては、減少している需要に対して柔軟かつ効率的な生産・物流体制の構築をさらに進めるとともに、品質・コスト・製品開発において技術力の向上を図ってまいります。また、製販一体となつての提案営業に注力することで顧客満足度の充実と拡販に努め、引き続き徹底した経費削減を推進し、収益基盤の改善に努力する所存であります。

今後とも効率重視の経営を念頭に置き、より安定した業績確保に向け、全社を挙げて積極的な事業展開に努力いたします。

(6) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

鋼管関連事業

鋼管、型鋼及び各種金属製品の製造、加工ならびに販売

自転車関連事業

「アラヤ」ブランドの自転車用リム及び自動二輪車用リム等の製造、加工ならびに販売

(7) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

当社の主要な営業所及び工場

本社(営業部) 大阪市中央区南船場二丁目12番12号

営業所 東京営業所・鋼管営業（東京都千代田区）

名古屋営業所・鋼管営業（名古屋市）

工場 関西工場（大阪市）、名古屋工場（名古屋市）、千葉工場（千葉県酒々井町）、山中工場（石川県加賀市）

子会社の主要な営業所及び工場

アラヤ特殊金属株式会社

本社（大阪市）、東京支店、名古屋支店、福岡支店、北関東支店

（埼玉県）、東北営業所（宮城県）、静岡営業所、広島営業所

P.T.パブリック アラヤ インドネシア（インドネシア共和国）

(8) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

事業区分	従業員数	前年度比
鋼管関連事業	396名	13名減
自転車関連事業	234名	8名減
その他事業	29名	5名増
全社（共通）	49名	3名減
合計	708名	19名減

(注) 1. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できないものであります。

2. 従業員数には、再雇用、派遣社員、臨時、パート等は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況（平成21年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アラヤ特殊金属株式会社	300百万円	60.0%	鋼管及び各種金属製品の販売
P.T.パブリック アラヤ インドネシア	3,000千米ドル	50.0%	自転車用・自動二輪車用リムの製造、販売

(10) 主要な借入先及び借入額（平成21年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,620
株式会社北國銀行	1,218
株式会社みずほコーポレート銀行	918
株式会社りそな銀行	796

2. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 60,453,268 株
- (3) 株主数 4,060 名（単元未満株主数を含む）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数
株式会社北國銀行	2,921
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,921
日新製鋼株式会社	2,863
大同生命保険株式会社	2,670
株式会社りそな銀行	2,296
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	2,285
加賀商工有限会社	2,101
株式会社みずほコーポレート銀行	2,051
阪和興業株式会社	1,775
株式会社メタルワン	1,652

- (注) 1. 自己株式を除く発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主はおりません。
2. 当社保有の自己株式（1,697千株）を除く上位10名を記載しております。

### 3. 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役

(平成21年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	新 家 信 幸		
代表取締役社長	山 田 弘 光		
代表取締役専務	鹿子嶋 武	管 理 本 部 長 兼 管 総 務 部 長	
専務取締役	小 坂 明 彦	製 造 本 部 長 兼 製 西 工 場 長 兼 生 産 技 術 部 長 兼 品 質 管 理 部 長	
常務取締役	澤 保	鋼 管 部 門 長 兼 鋼 管 技 術 統 括 部 長 兼 資 材 部	大 栄 鋼 業 株 式 会 社 取 締 役 社 長
取 締 役	阪 口 勉	経 理 部 長	株 式 会 社 新 家 開 発 取 締 役 社 長
取 締 役	佐久間 博	名 古 屋 駐 在 兼 名 古 屋 工 場 長	
取 締 役	魚 津 達 雄		ア ラ ヤ 特 殊 金 属 株 式 会 社 取 締 役 社 長
取 締 役	木 戸 口 茂	千 葉 工 場 長	
取 締 役	竹 村 善 夫	鋼 管 営 業 部 長	
常 勤 監 査 役	池 田 和 弘		
監 査 役	夏 住 要 一 郎		色 川 法 律 事 務 所 弁 護 士
監 査 役	西 野 吉 隆		
監 査 役	林 慎 一		

- (注) 1. 監査役 夏住要一郎及び西野吉隆は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役 夏住要一郎は、弁護士の資格を有しており、法律面に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 西野吉隆は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 林 慎一は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成20年6月27日開催の第144期定時株主総会において、任期満了により柴田龍彦が取締役社長を退任し、新たに木戸口 茂、竹村善夫が取締役に選任され、就任いたしました。また、武永健二が任期満了により監査役を退任し、新たに西野吉隆が監査役に選任され、就任いたしました。

6. 平成20年6月27日開催の第144期定時株主総会後の取締役会において、新たに山田弘光が取締役社長、鹿子嶋 武、小坂明彦の両名が専務取締役、澤 保が常務取締役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
7. 平成20年11月11日開催の取締役会において、新たに鹿子嶋 武が代表取締役に選定され、就任いたしました。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	10名	155百万円	平成18年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額 年額207百万円以内
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	32百万円 (13百万円)	平成18年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額 年額39百万円以内
合 計	15名	187百万円	

- (注) 1. 上記には、平成20年6月27日開催の第144期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額及び摘要欄の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与相当額の繰入額8百万円(取締役6百万円、監査役1百万円)、役員退職慰労引当金の繰入額25百万円(取締役23百万円、監査役2百万円)が含まれております。
4. 平成20年6月27日開催の第144期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した役員に対し役員退職慰労金61百万円(取締役1名59百万円、社外監査役1名2百万円)を支払っております。なお、支払額には上記報酬等の額のほか、過年度において繰入れの役員退職慰労引当金の繰入額(取締役56百万円、監査役1百万円)が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

### 他の株式会社の社外役員との兼任状況

区 分	氏 名	兼任先会社名	兼任内容
社外監査役	夏 住 要一郎	シャープ株式会社	社外監査役
		太陽工業株式会社	社外監査役

### 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	夏 住 要一郎	当事業年度開催の取締役会(16回開催)及び監査役会(9回開催)のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ、経営上有用な発言を行っております。
社外監査役	西 野 吉 隆	就任後開催の取締役会(13回開催)及び監査役会(7回開催)のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、経営上有用な発言を行っております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額	22百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 、 については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

##### (3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社の都合の他、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反・抵触したと判断した場合には、監査役会は取締役会に対し、解任・不再任を株主総会の付議議案とすることを請求し、取締役会はそれを審議いたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、職員が法令・定款及び社内諸規程を遵守するとともに、コンプライアンス活動の徹底を図るため、コンプライアンス規程の制定、教育プログラムの策定等を協議・決定するための機関として、取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置する。さらに内部監査室を窓口とした内部通報制度により組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正を図る体制を整備する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に係る情報を文書により記録・保存する。文書の保存期間その他の管理体制は文書管理規程による。取締役及び監査役は文書管理規程に従い、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を体系的に定めるリスク管理基本規程を制定し、全社的なリスク管理に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。さらに緊急事態の発生に際し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的としたマニュアルならびに体制を整備する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、各事業部門を担当する取締役は、実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定するとともに、月次・四半期業績に対する業績管理を行う。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においてグループ会社ごとに、担当取締役を任命し、数値目標、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策等について定期的に取締役会に報告する。又、関係会社管理規程を制定して、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、指導・育成することによりグループとして事業の発展を図る。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は職員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する情報・内部通報に関する事項等について速やかに報告する。報告の方法については取締役と監査役会の協議によるものとする。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は職員にその説明を求めることとする。なお、監査役は、定期的に当社の会計監査人である監査法人と監査業務についての情報の交換を行うなど連携を図っていく。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

(会社の財務及び事業の方針の決定)

### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、基本的に、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する敵対的な大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。当社は、株主等を含めた"社会との共生関係"に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を損なうような大量買付けが行われた場合、当社取締役会は、株主の皆様に対し当該大量買付け行為の適否について判断するに十分な情報及び時間的余裕が与えられるべきであるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を侵害するような大量買付けに対しては適時適切な対抗措置が必要であると考えます。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、以下に掲げる経営理念を礎として、「社会に信頼される企業」を目指して弛まぬ努力を続けております。

- ・ 常に技術と品質の向上に努め創造と革新に挑戦する
- ・ 公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する
- ・ 自然と調和し国際社会と共生する
- ・ お客様を大切に、株主・取引先との相互繁栄をはかり従業員の福祉向上を目指す

当社は明治36年創業以来100年を超える歴史の中で培われた製造技術、とりわけ金属加工の分野において“信頼度の高い技術”の蓄積をもとに、輸送機器関連事業、鉄鋼関連事業を中心に社会に役立つ製品・商品・サービスを提供してまいりました。その用途は自転車、オートバイ、自動車、家具、住宅、店舗、福祉機器、産業機械、生産設備、その他諸設備等それぞれの分野で幅広く活用され、社会に有用な役割を果たすべく不断の研究・技術開発に挑戦しております。特にロールフォーミング技術を駆使した塑性形状加工技術は、長年に亘って蓄積されたノウハウとそれを実現する熟練度の高い生産技術に支えられ、今後とも大きな可能性を秘めているところであります。

当社は、顧客の要望に応えるために提案型営業を展開し、社会のニーズに柔軟かつ的確に対応する体制作りを積極的に進めております。当社において企業価値の源泉となるべき事業内容は種々ございますが、各事業が社会に果たす役割を明確に認識しつつ、短期的かつ一時的な利益追求の製品・商品のみならず、株主・投資者、顧客・仕入先等の取引先、従業員、地域社会等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが、当社における企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

当社はかかる使命感と信念のもと、金属加工分野を中心に様々な社会的な役割を担うべき製品・商品を開発、提供する不断の努力を重ね、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保、向上に邁進してまいります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年3月25日開催の取締役会において、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を策定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、有効期間を平成23年6月開催予定の定時株主総会の終結のときまでとした、当社株券等の大量買付け等への対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入について、平成20年6月27日開催の第144期定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等の大量買付者に対し、大量買付者の名称及び住所または所在地等を記載した意向表明書ならびに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策ならびに配当政策等の必要情報の提供など、事前に明定した手続の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会または株主総会の決議に基づき、新株予約権の無償割当て等を含む対抗措置を発動する買収防衛策です。

及び の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

- ・ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること  
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならず、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。  
本プランは、このような企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある買収からの防衛をその目的及び内容としており、当社における会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

- ・ 本プランが当社の株主の共同利益を損なうものではないこと  
本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者から当社を防衛することをその目的及び内容としており、株主共同の利益を損なうものではありません。  
このことは、本プランが、導入に際して株主総会決議による承認を得ていること、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重することとしていること、対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること、有効期間を3年としていること、株主の意思によりいつでも本プランを廃止できること、デッドハンド型買収防衛策でないこと及び事前開示を充実させていることなどからも明白です。
- ・ 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと  
本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のために導入するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。  
このことは、本プランが対抗措置の発動につき社外の独立した委員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するという枠組みを取っていることなどからも明白です。  
なお、本プランは、平成17年5月27日に経済産業省・法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）に適合しております。

---

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示していません。

## 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	28,314	流動負債	17,899
現金及び預金	4,433	支払手形及び買掛金	11,651
受取手形及び売掛金	13,956	短期借入金	4,848
有価証券	1,407	未払法人税等	232
商品及び製品	6,543	賞与引当金	377
仕掛品	263	その他	790
原材料及び貯蔵品	1,289		
繰延税金資産	477	固定負債	1,547
その他	251	長期借入金	28
貸倒引当金	309	リース債務	5
		繰延税金負債	1
固定資産	13,849	退職給付引当金	871
(1)有形固定資産	8,855	役員退職慰労引当金	299
建物及び構築物	1,955	その他	341
機械装置及び運搬具	2,060		
土地	4,452	負債合計	19,446
建設仮勘定	288		
その他	98	純資産の部	
		株主資本	19,866
(2)無形固定資産	13	(1)資本金	3,940
ソフトウェア	0	(2)資本剰余金	4,155
リース資産	5	(3)利益剰余金	12,068
その他	7	(4)自己株式	298
(3)投資その他の資産	4,981	評価・換算差額等	2
投資有価証券	4,456	(1)その他有価証券評価差額金	468
繰延税金資産	52	(2)為替換算調整勘定	466
その他	551	少数株主持分	2,848
貸倒引当金	78	純資産合計	22,717
資産合計	42,164	負債純資産合計	42,164

## 連結損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		45,308
売上原価		41,222
売上総利益		4,085
販売費及び一般管理費		5,416
営業損失( )		1,331
営業外収益		
受取利息及び配当金	168	
仕入割引	27	
その他	103	299
営業外費用		
支払利息	81	
その他	233	315
経常損失( )		1,346
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	5	
収用補償金	54	
貸倒引当金戻入額	242	302
特別損失		
固定資産除却損	40	
たな卸資産評価損	89	
投資有価証券評価損	57	
ゴルフ会員権評価損	5	192
税金等調整前当期純損失( )		1,237
法人税、住民税及び事業税	416	
法人税等調整額	325	742
少数株主損失( )		998
当期純損失( )		981

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	3,940	4,156	13,465	211	21,350
(連結会計年度中の変動額)					
剰余金の配当			415		415
当期純損失( )			981		981
自己株式の取得				88	88
自己株式の処分		0	0	1	1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		0	1,396	86	1,483
平成21年3月31日残高	3,940	4,155	12,068	298	19,866

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	1,740	1	425	1,312	3,962	26,626
(連結会計年度中の変動額)						
剰余金の配当						415
当期純損失( )						981
自己株式の取得						88
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,271	1	40	1,310	1,114	2,424
連結会計年度中の変動額合計	1,271	1	40	1,310	1,114	3,908
平成21年3月31日残高	468	-	466	2	2,848	22,717

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数 2社  
アラヤ特殊金属株式会社  
P.T.パブリック アラヤ インドネシア  
非連結子会社の数 3社  
大栄鋼業株式会社  
株式会社アラヤ工機  
株式会社新家開発  
非連結子会社の3社は営業規模が小さく、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも僅少であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。
2. 持分法の適用に関する事項  
非連結子会社3社は、いずれも当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、持分法を適用していません。
3. 連結子会社の決算日等に関する事項  
連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。  
P.T.パブリック アラヤ インドネシア 決算日:12月31日  
上記の連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。
4. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法  
有価証券  
その他有価証券  
時価のあるもの...期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)  
時価のないもの...移動平均法による原価法により評価しています。  
デリバティブ  
時価法により評価しています。  
たな卸資産  
移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しています。  
(表示方法の変更)  
前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていましたが、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しています。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ6,516百万円、286百万円、1,230百万円であります。
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法  
有形固定資産  
主として定率法によっています。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しています。  
(追加情報)  
当連結会計年度より平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、有形固定資産(機械及び装置)について耐用年数を変更しています。  
これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

## 無形固定資産

- (1) リース資産以外の無形固定資産  
定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

- (2) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

- (3) 重要な引当金の計上基準

### 貸倒引当金の計上の方法

受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

### 賞与引当金の計上の方法

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しています。

### (表示方法の変更)

従来、未払費用に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度より賞与引当金として区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の未払費用に含まれていた該当金額は447百万円であります。

### 退職給付引当金の計上の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しています。

### 役員退職慰労引当金の計上の方法

役員の退任時に支給される退職金の支払に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

- (4) ヘッジ会計の方法

### ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっています。

### ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

ヘッジ手段.....為替予約

ヘッジ対象.....製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引、外貨建外国債券の元本相当額

### ヘッジ方針

取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

- (5) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しています。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
全面時価評価法によっています。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

1. たな卸資産の評価に関する会計基準の適用

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しています。

これにより営業損失、経常損失が1,191百万円、税金等調整前当期純損失は1,280百万円、それぞれ増加しています。

2. リース取引に関する会計基準等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

これによる損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 16,381百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式総数 普通株式	60,453,268			60,453,268

3. 自己株式に関する事項

(単位：株)

	前連結会計年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,088,479	616,474	7,295	1,697,658

- (注) 増加株式数の内訳は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得による増加600,000株、及び単元未満株式の買取りによる増加16,474株であります。  
減少株式数の内訳は、すべて単元未満株式の買増し請求に応じたことによる減少7,295株であります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	207百万円	3円50銭	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月11日 取締役会	普通株式	207百万円	3円50銭	平成20年9月30日	平成20年12月10日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	88百万円	1円50銭	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 338円16銭
- 1株当たり当期純損失 16円59銭

# 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	15,307	流動負債	7,185
現金及び預金	3,282	支払手形	1,675
受取手形	1,386	買掛金	1,820
売掛金	4,830	短期借入金	2,552
有価証券	1,407	未払金	243
商製品	72	未払費用	138
製作品	2,144	未払法人税等	231
原材料	1,197	前受金	79
仕掛品	262	預り金	15
貯蔵品	39	賞与引当金	307
前渡金	47	設備関係支払手形	121
前払費用	29		
繰延税金資産	477	固定負債	1,345
短期貸付金	65	退職給付引当金	800
その他	72	役員退職慰労引当金	217
貸倒引当金	7	リース債務	5
		長期預り金	321
固定資産	9,219		
1 有形固定資産	4,053	負債合計	8,531
建物	934		
構築物	113	純資産の部	
機械及び装置	1,869	株主資本	15,526
車両運搬具	10	1 資本金	3,940
工具・器具・備品	65	2 資本剰余金	4,155
土地	771	資本準備金	4,155
建設仮勘定	288	3 利益剰余金	7,728
2 無形固定資産	5	(1) 利益準備金	860
ソフトウェア	0	(2) その他利益剰余金	6,868
リース資産	5	固定資産圧縮積立金	184
3 投資その他の資産	5,159	別途積立金	5,750
投資有価証券	4,338	繰越利益剰余金	933
関係会社株式	434	4 自己株式	298
長期前払費用	19		
長期貸付金	80	評価・換算差額等	469
繰延税金資産	44	その他有価証券評価差額金	469
破産更生債権等	69		
その他	244	純資産合計	15,995
貸倒引当金	70		
資産合計	24,526	負債純資産合計	24,526

## 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		24,511
売 上 原 価		22,048
売 上 総 利 益		2,463
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,137
営 業 利 益		325
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	242	
そ の 他	81	323
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38	
そ の 他	172	210
経 常 利 益		438
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
収 用 補 償 金	54	61
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	40	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	57	97
税 引 前 当 期 純 利 益		402
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	412	
法 人 税 等 調 整 額	324	88
当 期 純 利 益		313

## 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年3月31日残高	3,940	4,155	0	4,156	860	189	5,050	1,730	7,831	211	15,715
(事業年度中の変動額)											
固定資産圧縮積立金の取崩						4		4			
別途積立金の積立							700	700			
剰余金の配当								415	415		415
当期純利益								313	313		313
自己株式の取得										88	88
自己株式の処分			0	0				0	0	1	1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計			0	0		4	700	797	102	86	189
平成21年3月31日残高	3,940	4,155		4,155	860	184	5,750	933	7,728	298	15,526

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
平成20年3月31日残高	1,735	1	1,733	17,448
(事業年度中の変動額)				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				415
当期純利益				313
自己株式の取得				88
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,265	1	1,263	1,263
事業年度中の変動額合計	1,265	1	1,263	1,453
平成21年3月31日残高	469		469	15,995

## 個別注記表

### (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式  
移動平均法による原価法によっています。
  - その他有価証券  
時価のあるもの...期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)
  - 時価のないもの...移動平均法による原価法により評価しています。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法  
時価法により評価しています。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しています。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産  
定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しています。  
(追加情報)  
当事業年度より平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、有形固定資産(機械及び装置)について耐用年数を変更しています。  
これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
  - 無形固定資産
    - (1) リース資産以外の無形固定資産  
定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。
    - (2) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
5. 貸倒引当金の計上の方法  
受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
6. 賞与引当金の計上の方法  
従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しています。  
(表示方法の変更)  
従来、未払費用に含めて表示しておりましたが、当事業年度より賞与引当金として区分掲記しております。なお、前事業年度の未払費用に含まれていた該当金額は342百万円であります。
7. 退職給付引当金の計上の方法  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

8. 役員退職慰労引当金の計上の方法  
役員の退任時に支給される退職金の支払に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
9. ヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっています。  
ヘッジ手段とヘッジ対象  
当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。  
ヘッジ手段.....為替予約  
ヘッジ対象.....製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引、外貨建外国債券の元本相当額  
ヘッジ方針  
取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。  
ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。
10. 消費税等の会計処理の方法  
税抜方式を採用しています。

#### (重要な会計方針の変更)

1. たな卸資産の評価に関する会計基準の適用  
当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しています。  
これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ714百万円減少しています。
2. リース取引に関する会計基準等の適用  
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によってきましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。  
これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。	
2. 有形固定資産の減価償却累計額	14,351百万円
3. 保証債務 (関係会社の借入金に対する債務保証)	
P.T.パブリック アラヤ インドネシア	339百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債権	3,544百万円
関係会社に対する長期金銭債権	80百万円
関係会社に対する短期金銭債務	68百万円
関係会社に対する長期金銭債務	3百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。		
2. 関係会社との取引高	営業取引	
	売    上    高	8,282百万円
	仕    入    高	1,279百万円
	そ    の    他	127百万円
	営業取引以外の取引高	145百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,088,479	616,474	7,295	1,697,658

- (注) 増加株式数の内訳は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得による増加600,000株、及び単元未満株式の買取りによる増加16,474株であります。  
減少株式数の内訳は、単元未満株式の買増し請求に応じたことによる減少7,295株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	325百万円
役員退職慰労引当金	88百万円
賞与引当金	127百万円
貸倒引当金	30百万円
関係会社株式評価損	52百万円
たな卸資産評価損	316百万円
賞与引当金分社会保険料計上額	17百万円
未払事業税	21百万円
固定資産償却超過額	30百万円
その他	24百万円
繰延税金資産小計	1,034百万円
評価性引当額	62百万円
繰延税金資産合計	971百万円

繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	303百万円
固定資産圧縮積立金	134百万円
その他	11百万円
繰延税金負債合計	450百万円
繰延税金資産の純額	521百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

鋼管関連事業における各種設計用CADシステムのソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

2. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具・器具・備品	134	89	45
ソフトウェア	11	8	3
合計	146	97	48

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	1年内	1年超	合計
未経過リース料 期末残高相当額	29	19	48

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	29百万円
減価償却費相当額	29百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
子会社	アラヤ特殊金属 株式会社	所有 直接60%	当社製品の販売 原材料等の購入 役員の兼任	当社製品の売上 原材料等の仕入 (注1)	8,060百万円 836百万円	売掛金 買掛金	3,364百万円 33百万円
子会社	P.T.パブリック アラヤ インドネシア	所有 直接50%	債務保証の引受 役員の派遣	債務保証 (注2)	339百万円		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件については、一般取引先と同様の取引を勘案して決定しています。

(注2) 設備投資等に伴う銀行借入に対する保証であります。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には消費税等を含めています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	272円24銭
2. 1株当たり当期純利益	5円30銭

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

新家工業株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大西 康弘 ⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中山 聡 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新家工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更1. たな卸資産の評価に関する会計基準の適用に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度よりたな卸資産の評価基準について、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

新家工業株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	大 西 康 弘 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	中 山 聡 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新家工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針の変更1. たな卸資産の評価に関する会計基準の適用に記載されているとおり、会社は、当事業年度よりたな卸資産の評価基準について、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容  
 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況調査を行いました。また、本監査役会として取締役の職務の執行が法令及び第3項に定められている体制を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
    - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
    - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
    - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
    - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
  - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月14日

新家工業株式会社 監査役会  
 常勤監査役 和田 弘 (印)  
 社外監査役 夏 住 要一郎 (印)  
 社外監査役 西 野 吉 隆 (印)  
 監 査 役 林 慎 一 (印)

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、会社をとりまく経営環境は非常に厳しいものがございますが、安定的かつ継続的な配当を行う当社の基本方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円50銭、総額88,133,415円

なお、中間配当として1株につき3円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき5円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)の施行を機に現行定款の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条を削除するものであります。上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第9条第2項を削除し、また、株式取扱規程に定める事項を明らかにするため現行定款第12条(変更案第11条)を修正し、「株主権行使の手続きその他」の文言を追加するものであります。

「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、現行定款第10条(変更案第9条)及び現行定款第13条(変更案第12条)の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

現行定款第13条第3項の株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 上記の変更に伴い、条数の繰り上げ及び字句の表現等の修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を 発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第 8 条</u> (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の単元株式数は、 1,000株とする。</p> <p><u>2.</u> 当社は、第 7 条の規定にか かわらず、単元未満株式に係 る株券については、株式取扱 規程に定める場合を除き、発 行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の株主 (実質株主を 含む。以下同じ。) は、その有 する単元未満株式について、 次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号 に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規 定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じ て募集株式の割当ておよび 募集新株予約権の割当てを 受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権 利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 11 条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第 7 条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の単元株式数は、 1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の株主は、その有する 単元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使 することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号 に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規 定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じ て募集株式の割当ておよび 募集新株予約権の割当てを 受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権 利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 10 条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の<u>株主権行使の手続き</u>その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>
<p>第14条～第38条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第13条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 池田和弘、林 愼一の両氏は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
1	池田和弘 (昭和21年4月4日生)	昭和44年4月 当社入社 平成4年1月 当社総務部株式庶務課長 平成9年6月 当社総務部株式庶務課長 兼株式会社新家開発取締役社長 平成14年6月 株式会社新家開発取締役社長退任 平成14年6月 当社常勤監査役 現在に至る	54,000株
2	吉岡恵三 (昭和23年1月9日生)	昭和45年4月 当社入社 平成4年11月 当社生産技術部設計課課長 平成10年10月 当社品質管理部課長 平成12年7月 当社技術本部品質管理部長 平成21年1月 当社退社 現在に至る	12,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 印は、新任候補者であります。

### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって、任期満了により退任されます監査役 林愼一氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。  
 その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いた  
 いと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
林 愼一	平成17年6月 当社監査役 現在に至る

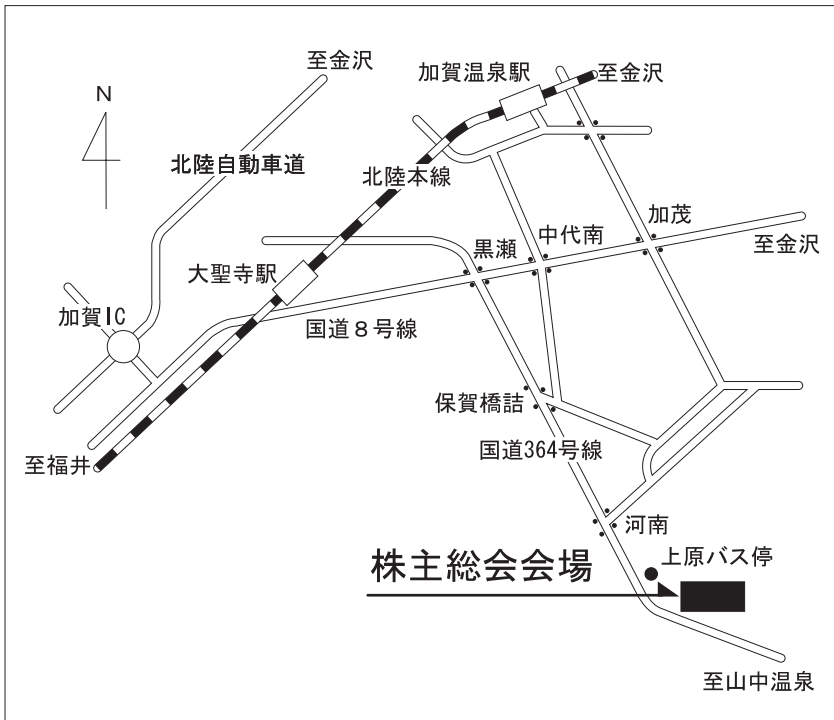
以上

M E M O

M E M O

# 株主総会会場ご案内略図

会場 石川県加賀市山中温泉上原町の3  
当社山中工場  
電話 (0761) 78 - 0222



JR北陸本線・加賀温泉駅下車 加賀温泉バス・山中温泉（河南経由）行乗車  
（所要時間約30分） 上原バス停下車 徒歩1分



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。